

宴会場・セミナールーム利用規約

公益財団法人国際文化会館(以下「当会館」という)では、宴会場・講堂・セミナールーム(以下「本施設」という)のご利用に関して、宴会場・セミナールーム利用規約(以下「本規約」という)を設けています。本施設利用のお客様には、本規約に従って、本施設をご利用ください。

なお、本規約の内容や利用料金等について、予告なく変更する場合があります。

当会館の主催・共催事業については、本規約の対象外です。

第1条(利用制限)

本施設は、国際文化交流事業の一環として運営されていますので、ご利用にあたり、次の各号に掲げるものについては制限しています。

- (1) 不特定多数を対象とした展示即売会、有料講習会など当会館を利用して金銭を得る催し物
- (2) 政党の集会、政治活動を主目的とする会合
- (3) 宗教の布教、礼拝での利用
- (4) 未成年者を対象とする催し物
- (5) その他当会館が不適切と判断する催し物や会合

第2条(予約のお申込み)

(1) 平日

- ・当会館の会員 利用希望日の12ヵ月前の月の平日初日よりお申込みになれます
- ・一般のお客様 利用希望日の3ヵ月前の月の平日初日よりお申込みになれます

(2) 土曜日・日曜日・祝日

利用希望日の3ヵ月前の月の平日初日よりお申込みになれます

※仮予約としてお申込みになれますが、仮予約の期間は、お申込みの日から1週間です

(仮予約の期間を過ぎてご連絡がない場合は、お取り消しといたします)

第3条(利用時間と追加料金)

本施設の利用は、9:00～21:00です。設営から撤去を含め、事前に当会館担当者とお打合せになった時間内でご利用ください。利用開始から終了までの契約時間を超過した場合は、別途追加料金を申し受けます。

ただし、当該会場の次の利用の関係で時間延長に応じられない場合があります。

※本施設各会場へ入場できる時間については、宴会場は契約時間の1時間前から、講堂は契約時間の30分前から、セミナールームは契約時間の15分前からです。

第4条(お支払い)

- (1) 国内法人会員、および国内在住個人会員は、請求書によるお支払いを、お受けする場合があります。
- (2) 海外法人会員、および海外在住個人会員は、請求書によるお支払いは、原則としてお受けしておりません。
- (3) 会員の方以外は、見積額を銀行振込みで事前にお支払いになるか、開催当日に現金または当会館指定のクレジットカードでお支払いください。

第5条(出席人数の最終確認)

お料理等を用意する人数の最終注文数(以下「有料人数」という)は、原則として開催前々日の午前中までに当会館担当者へご連絡ください。上記期限を過ぎて、出席者が有料人数より減少した場合でも、有料人数分の料金をご請求いたします。

第6条(キャンセルポリシー)

本施設の利用を決定になった予約をお取消し、または、日程を変更される場合は、下記の取消料を申し受けます。
また、当会館担当者が別途定めを設定する場合があります。

■取消料■(日数は、取消の申出の日から起算/減室または日程変更の場合も同様とします)

＜当会館の会員＞

- ・宴会場・講堂 :開催日の30日前から
- ・セミナールーム :開催日の14日前から

＜一般のお客様＞

- ・宴会場・講堂 :開催日の60日前から
- ・セミナールーム :開催日の30日前から

①開催日当日より60日前から31日前まで	室料の10%
②開催日当日より30日前から15日前まで	室料の30%+実費総額
③開催日当日より14日前から3日前まで	料理・室料の50%+実費総額
④開催日の前々日および前日	料理・室料の80%+実費総額
⑤開催日当日	料理・室料の全額 + 実費総額
※実費総額・・・手配・作成済みの看板や印刷物や機材・司会等の総額	

第7条(装飾・音響・映像等の手配)

宴会・会議などに関する装花・装飾や音響・映像等は、当会館指定の事業者をご利用ください。お客様が指定する事業者をご利用になる場合は、事前に当会館の了解を得た上でご手配ください。なお、別途施設使用料を申し受ける場合があります。

また、太鼓やアンプ、管楽器等の大音量が発生する楽器・機器の使用は、当会館の宿泊者や近隣への迷惑となるため、お断りします。

第8条(駐車場)

当会館の駐車場をご利用の際の駐車料金は、下記のとおりです。また、当会館の駐車場は当会館の管理ではないため、原則として事前に駐車スペースを確保することは致しません。

- (1) 当会館の会員 3時間まで無料、以降30分ごとに500円、1日上限2,000円

※法人会員は、代表会員のみ会員料金が適用されます。

- (2) 一般のお客様 セミナールーム・講堂のご利用は、2時間まで無料、以降30分ごとに500円
宴会場のご利用は、3時間まで無料、以降30分ごとに500円

第9条(損害賠償等)

お客様(お客様側のすべての関係者を含む)、およびお客様が直接手配された事業者が、当会館の施設、什器、備品等を破損や紛失等させた場合、または、その他当会館に損害を生じさせた場合、修理費用その他の一切の損害について賠償する義務を負うものとします。

第 10 条(免責事項等)

次に定める事由に該当する場合には、お客様、当会館双方とも責任を負わないものとします。

「天変地異、火災、紛争、公権力の行使、その他お客様および当会館のいずれの責に帰することのできない事由により、会場が毀損するなどして会の履行が不可能または著しく困難になった場合」

第 11 条(禁止事項)

本施設を利用するにあたり、本施設内での、次の各号に掲げる行為を禁止するものとします。

- (1) 犬、猫、小鳥、その他の動物を持ち込む行為(ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬は除く)
- (2) 発火性物質、引火性物質、危険物、悪臭・害悪を発するもの、その他法令で所持を禁じられているものを持ち込む行為
- (3) 法令または公序良俗に反する行為、もしくは犯罪行為
- (4) 他の利用者に不利益、損害、不快感を与え、または迷惑になる行為
- (5) 館内備品類を移動させる行為
- (6) 予約時の利用目的以外で、当会館の施設、什器、備品等を利用する行為
- (7) お食事・お飲物を持ち込む行為
- (8) 利用者間での合意のない撮影およびソーシャルネットワーク上へ掲載する行為
- (9) その他、当会館が不適切と判断する行為

第 12 条(解約)

お客様および宴会・会議等にご出席のお客様が本規約に違反する場合、あるいはその恐れがある場合は宴会・会議等のお申込みをお断りするか、またすでにご契約いただいている場合でも解約させていただく場合があります。

また、申込金・前受金の事前入金を請求した場合で、期日までに入金がないときは、宴会・会議等の予約を解約の上、取消しに準じる額を請求する場合があります。なお、本条による解約について、解約に伴う損害賠償など、当会館は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条(暴力団および暴力団員並びに公共の秩序に反する恐れのある利用)

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行、その後の改正を含みます)による指定暴力団および指定暴力団員等の本施設のご利用をお断りします。(予約後、あるいは利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします)
- (2) 反社会的団体および反社会的団体員(暴力団、過激行動団体等およびその構成員)の本施設のご利用をお断りします。(予約後、あるいは利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします)
- (3) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求およびこれに類する行為が認められる場合、直ちに本施設のご利用をお断りいたします。また、かつて同様な行為をされた方についてもお断りします。
- (4) 本施設をご利用になる方が心身衰弱、薬品、飲酒等による自己喪失等、ご自身の安全確保が困難な場合、また、他のお客様へ危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れのあると認められる場合は、直ちにご利用をお断りします。
- (5) 上記(1)より(4)のいずれかにより、当会館が損害を被った場合は相応のご負担を申し受けます。

発効日 2023 年 4 月 1 日